

「伊賀市地下水保全条例」を制定しました

施行日：2023（令和5）年4月1日

目的…本条例は水循環基本法の基本理念に基づき制定

地下水は市民共有の貴重な財産である『公水』という認識に立ち、地下水を適正に保全し、及び利用し、もって良好な市民の生活環境の確保に寄与すること。

対象…①動力を用いて地下水を採取していること

②事業の用に供していること

③揚水機の吐出口が断面積19平方センチメートル以上であること(おおよそ直径5cm)

※複数吐出口がある場合はその断面積の合計

①②③全てを満たす場合に対象になります。

既に地下水を取水している場合も含む

一般のご家庭の井戸や動力を用いない場合は対象外

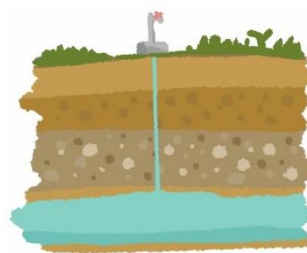
届出…該当する場合は以下の届出が必要

届出が必要となる場合	提出期限
揚水施設の新設の場合 (第3条)	設置の30日前までに
揚水施設の変更の場合 (第4条)	変更の30日後までに
揚水施設の廃止等の場合 (第5条)	廃止の30日後までに
揚水施設を既に設置している場合 (附則2)	2023（令和5）年4月1日～同年5月31日までに

報告…届出をした場合は以下の報告が必要（第4条）

報告内容	提出期限
4月1日～9月30日（上半期）の地下水採取量等について	10月31日まで
10月1日～翌年3月31日（下半期）の地下水採取量等について	4月30日までに

※令和4年度下半期分は提出不要です。



○事業者の皆様には地下水保全のため循環利用（いったん使用した水を処理し再使用）を行うなど取水量削減をお願いします。

条例内容及び規則に定める提出様式等詳細は伊賀市ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.city.iga.lg.jp/0000010837.html>

QRコード



問合せ先 伊賀市人権生活環境部生活環境課環境政策係

電話番号：0595-22-9624 ファックス番号：0595-22-9641

メールアドレス：kankyou@city.iga.lg.jp